

業務の区分	報酬額（単位：千円）				備考
	従業員数等	最低値	最高値	最高値	
1 顧問業務	従業員30人未満	30/M	80/M	150/M	ご依頼者企業の顧問等として、1年程度以上の期間、労働安全衛生に関する相談、指導等を行う場合。1か月あたり1回を基準とし、回数が増すごとに報酬額は増加します。
	従業員30～49人	50/M	100/M	150/M	
	従業員50～99人	50/M	120/M	200/M	
	従業員100～499人	80/M	200/M		
	従業員500人以上	150/M	300/M	350/M	
2 指導業務		30/D	80/D	120/D	ご依頼事項について、安全衛生に関する指導を行う場合。成果物として報告書を提出します。
		50/件	100/件	150/件	
3 診断業務		30/件	100/件	150/件	ご依頼事項について、安全衛生に関する診断を行う場合。成果物として、報告書を提出します。
4 改善計画作成業務		80/件	100/件	180/件	ご依頼事項について、安全衛生に関する改善計画の作成や作成指導を行う場合。成果物として、報告書を提出します。
5 管理規程等作成業務		80/件	120/件	200/件	ご依頼事項について、安全衛生に関する管理規程等の作成を行う場合。労働安全衛生管理上、必要となる管理規定、管理マニュアル、作業手順書、教育資料等を作成します。
6 作業手順書等作成業務		20/件	120/件	180/件	ご依頼事項について、安全衛生に関する作業手順書等の作成を行う場合。
7 教育訓練研修等業務		50/D	100/D	350/D	ご依頼事項について、安全衛生に関する教育・訓練・研修等を行う場合。法定教育、法定外の教育・訓練を行います。職長教育、社員教育、特別教育、その他の教育、訓練（リスクアセスメント、KY、ヒヤリハット）の報酬には、会場費、教材費（市販テキスト代）等は含みません。
8 講演業務		最初の1時間は5万円、1時間超えるごとに1万円追加。			ご依頼者開催の安全衛生大会等において、演題を定め講演を行う場合。労働安全、衛生管理、災害、疾病等の話題を中心に公演を行います。報酬には、会場費、教材費（市販テキスト代）等は含みません。
9 相談業務		些少	20/H	100/件	ご依頼者の案件について安全衛生に関する相談に応じ回答する場合。
10 立ち会い業務		30/件	50/件	100/件	発注者等が行う調査・検査等の立ち会い報酬です。
11 安全・衛生管理者業務		50/M	100/M	150/M	ご依頼者事業場の安全管理者又は衛生管理者として選任され、1年程度以上の期間、その任務を遂行する場合。週1回を基準とします。
12 安全衛生推進者業務		60/M	80/M	120/M	ご依頼者事業場の安全衛生推進者として選任され、1年程度以上の期間、その任務を遂行する場合。月1回を基準とします。
13 旅費交通費・宿泊費等		実費	実費+日当	実費+日当+α	ご依頼者の指定する場所・時間に応じて業務遂行するために必要な旅費交通・宿泊等の経費を要する場合。

なお、表中の報酬額の「単位」は、次のように表示しております。

- ・数値は千円単位とし、・/Hは1時間当り、・/Dは1日当り、・/Mは月当り、・/件は1件当り、を表しております。
- ・表中の金額に、別途、実費で交通費・宿泊費・日当を加算して頂き、また管理費（10%）及び消費税（8%）をご請求させていただきます。なお、前泊が必要な場合は、宿泊費の他に1人1回あたり約2.5万円を請求させていただきます。